

【公表可】

令和5年3月から適用する  
静岡県建設資材等価格表  
(業務委託等技術者)



令和5年3月1日

静岡県

業務委託等技術者

(新)コード	種別／分類	名 称	級／規格	単位	単価	備考
0001006	設計	主任技術者		人	74,900	○ 55%
0001000		理事・技師長		人	70,900	○ 55%
0001001		主任技師		人	62,200	○ 55%
0001002		技師(A)		人	55,200	○ 55%
0001003		技師(B)		人	45,300	○ 55%
0001004		技師(C)		人	35,600	○ 55%
0001005		技術員		人	31,600	○ 55%
0001009	地上測量	測量主任技師		人	51,000	○ 60%
0001010		測量技師		人	44,000	○ 55%
0001011		測量技師補		人	34,300	○ 60%
0001012		測量助手		人	32,200	○ 55%
0001530		測量補助員		人	27,000	○ 60%
0001013	航空測量	操縦士		人	53,600	○ 65%
0001014		整備士		人	40,400	○ 60%
0001015		撮影士		人	41,600	○ 60%
0001016		撮影助手		人	33,800	○ 60%
0001531		測量船操縦士		人	33,500	○ 55%
0001017	地質調査	地質調査技師		人	53,800	○ 55%
0001018		主任地質調査員		人	39,100	○ 55%
0001019		地質調査員		人	29,100	○ 55%
0001025	共通	製図工		人	32,200	○ 測量助手相当 55%
0001026		自動車運転手		人	23,500	○ 運転手(一般)相当 82.1%
0001029		軽作業員		人	15,100	○ 88.2%
0001030		普通船員		人	23,800	○ 73.8%
0001033		普通作業員		人	23,200	○ 85.2%
0001034		特殊作業員		人	24,100	○ 78.4%
0005175		交通誘導警備員A		人	17,100	○ 土質試験安全費
0005176		交通誘導警備員A 夜間		人	25,650	○ 土質試験安全費
0005177		交通誘導警備員B		人	14,200	○ 土質試験安全費
0005178		交通誘導警備員B 夜間		人	21,300	○ 土質試験安全費
0001043	交通量調査	主任監督員	交通量調査	人	44,000	○ 測量技師相当 55%
0001044		監督員	交通量調査	人	34,300	○ 測量技師補相当 60%
0001042		交通量調査員		人	15,100	○ 軽作業員相当 88.2%
0001045	道路環境調査	測量技師(2交代補正単価)		人	57,612	○ 55%
0001046		測量技師補(2交代補正単価)		人	45,876	○ 60%
0001047		測量助手(2交代補正単価)		人	42,161	○ 55%
0001048		軽作業員(昼間補正単価)		人	21,342	○ 88.2%
0001049		軽作業員(夜間補正単価)		人	23,840	○ 88.2%

(注) 1 備考欄は割増対象賃金比。

「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

なお、時間外手当の算出方法は下記のとおりである。

### 技術者基準日額時間外手当の算出

割増賃金の計上が必要な場合の技術者基準日額(割増賃金を含む総額)の計算例

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{所定内労働に対する技術者基準日額} + \text{割増賃金} \\ &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数} \times \text{割増すべき時間数} \end{aligned}$$

注) 1. 「割増対象賃金比」とは、技術者基準日額に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

2. 割増係数(時間外) = 1.25(通常時間帯以外)

割増係数(深夜) = 0.25(午後10:00~翌日午前5:00)

### 時間外

1) 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合(すべて深夜以外の時間帯の場合)

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数(時間外)} \times 2\text{時間} \end{aligned}$$

2) 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

$$\begin{aligned} \text{技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数(時間外)} \times 4\text{時間} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \\ &\quad \times 1/8 \times \text{割増係数(深夜)} \times 2\text{時間} \end{aligned}$$

3) 24時間2交替制の場合

$$\begin{aligned} \text{1の組: 技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数(時間外)} \times 3\text{時間} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{2の組: 技術者基準日額(総額)} &= \text{技術者基準日額} + \text{技術者基準日額} \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \\ &\quad \times \text{割増係数(深夜)} \times 6\text{時間} + \text{技術者基準日額} \\ &\quad \times \text{割増対象賃金比} \times 1/8 \times \text{割増係数(時間外)} \times 3\text{時間} \end{aligned}$$

技術者基準日額(総額)としては、「1の組」と「2の組」の平均値を使用する。

例)

